上天草市移住支援金交付要項

（趣旨）

第１条　上天草市は、上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、上天草市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から上天草市に移住した者が移住支援金（以下「支援金」という。）の交付要件を満たす場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。

当該支援金の交付については、上天草市補助金等交付規則（平成１６年上天草市規則第３５号）及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県要領」）という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

（支給対象者）

第２条　支援金の支給対象者は、第１号に定める要件を満たす者のうち、第２号、第３号、第４号又は第５号の要件を満たす申請者とする。

（１）　移住等に関する要件

２人以上の世帯の場合にあっては、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあっては、次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア　移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和４４年法律第７９号で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成２２年国勢調査から令和２年国勢調査の人口減少が１０％以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ）　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）。

（ウ）　ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができ

る。

イ　移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　この要項の施行日以降に上天草市に転入したこと。

（イ）　支援金の申請時において、転入後１年以内であること。

（ウ）　上天草市に、支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ　世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

（イ）　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

（ウ）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後１年以内であること。

エ　その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（２人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。

（イ）　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）　申請者は、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。

ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となった場合で、市長が認める場合を除く。

（エ）　その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）　就業に関する要件

一般の場合にあっては、アからキに該当し、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合にあっては、ア及びクからコに該当すること。

ア　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ　就業先が、県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて次に掲げる事項の全てに該当

する対象法人に就業していること。

（ア）　官公庁等（第三セクターのうち、出資金が１０億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

（イ）　資本金１０億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね５０億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

（ウ）　みなし大企業でないこと。（ただし、上記（イ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。）

（エ）　本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

（オ）　雇用保険の適用事業主であること。

（カ）　「くまもと移住定住・UIJターン就職支援センター」へ登録している法人であること。

（キ）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

（ク）　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

オ　上記求人への応募日が、マッチングサイトに（２）イの求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ　当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ケ　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

コ　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（３）　テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週２０時間以上テレワークを実施すること。

ウ　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレ

ワーク型））又はその前歴事業交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（４）　本事業における関係人口に関する要件

次のアに掲げる関係人口要件のいずれかに該当し、かつ、イに掲げる地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。

ア　関係人口要件

（ア）　過去に連続して３年以上、上天草に在住していた者

（イ）　３親等以内の親族が上天草市内に在住している者

（ウ）　熊本県立上天草高等学校に在学していた者

（エ）　上天草市又は市内地域おこし等団体主催若しくは後援による交流活動などに参加したことがある者

（オ）　上天草市内でワーケーションを行ったことがある者

（カ）　その他市長が認めた者においては、市長が認める書類

イ　地域の担い手確保の要件

（ア）　農林水産業に就業する者

（イ）　家業等へ就業する者

（ウ）　上天草市の職員（会計年度任用職員を除く。）として採用された者

（５）　起業に関する要件

１年以内に県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　２人以上の世帯の移住者　１，０００千円

（２）　単身の移住者　６００千円

２　１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、１８歳未満の者一人につき１，０００千円を加算する。

（支援金の交付申請）

第４条　支援金の交付を申請しようとする者は、移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に移住支援金交付申請書兼実績報告書に伴う誓約事項（様式第１号別紙１）を添えて次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請期間は毎年度４月１日（上天草市の休日を定める条例（平成１６年上天草市条例第２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から２月末日（休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

（１）　全ての申請者

ア　写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類）
イ　移住先の住民票の写し（申請者を含む世帯員全員分）
ウ　移住元での在住地、在住期間（第２条第１号アに該当すること）を確認できる書類（申請者の戸籍の附票又は移住元の住民票の除票の写し等）
エ　支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

（２）　東京２３区以外の東京圏から東京２３区内に通勤していた者（次号に定める者を除く）　東京２３区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

（３）　東京２３区以外の東京圏から東京２３区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主
ア　法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での在勤地を確認できる書類）
イ　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

（４）　２人以上の世帯の移住者　移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（５）　支援金（就業の場合）の申請者　就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）（様式第２－１号）

（６）　支援金（テレワークの場合）の申請者　就業先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式第２－２号）

（７）　支援金（本事業における関係人口の場合）の申請者
ア　関係人口要件を確認することのできる下記のいずれかの書類
（ア）　過去に連続して３年以上、上天草に在住していた者においては、申請者の戸籍の附票又は移住元の住民票の除票の写し等、過去に連続して3年以上、上天草に在住していたことを確認できる書類
（イ）　３親等以内の親族が上天草市内に在住している者においては、親族の住民票の写し又は戸籍の附票及び戸籍全部事項証明書等の親族関係を証明する書類
（ウ）　熊本県立上天草高等学校に在学していた者においては、熊本県立上天草高等学校の卒業証明書又は単位習得証明書
（エ）　上天草市又は市内地域おこし等団体主催若しくは後援による交流活動などに参加したことがある者においては、実施した日にち、場所及び活動内容等を記載した任意の書類に、当該活動のチラシやウェブサイト等の活動を補足する書類
（オ）　上天草市内でワーケーションを行ったことがある者においては、実施した日にち、場所、ワーケーション内容等を記載した任意の書類

（カ）　その他市長が認めたにおいては、市長が認める書類

イ　地域の担い手確保の要件

（ア）　農林水産業に就業する者においては、就業先となる農林水産業の就業証明書（様式第２－１号）

（イ）　家業等へ就業する者においては、就業先となる家業等の就業証明書（様式第２－１号）

（ウ）　上天草市の職員（会計年度任用職員を除く。）として採用された者においては、上天草市が発行する辞令書もしくはこれに代わる書類

（８）　支援金（起業の場合）の申請者　起業支援金の交付決定通知書の写し

（交付の決定及び支払）

第５条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付を決定し、移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第３号）により通知する。

２　審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合、その理由を付して、移住支援金不交付決定通知書（様式第４号）により通知する。

３　第１項の規定による移住支援金交付決定兼確定通知書の通知を受けた者は、速やかに移住支援金交付請求書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

４　市長は、前項の規定による書類を提出した者に対し、支援金を支払うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第６条　申請者が補助金の交付決定を受けた後，紛失等の理由により移住支援金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願（様式第６号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第７条　市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）（様式第７号）を申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第８条　市長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還）

第９条　市長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県知事に協議の上、市長が認めた場合はこの限りでない。

（１）　次のアからエのいずれかに該当する場合　全額

ア　虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ　支援金の申請日から３年未満で本市から転出した場合

ウ　支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ　県実施要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

（２）　支援金の申請日から３年以上５年以内に本市から転出した場合　半額

（雑則）

第10条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要項は、令和元年１０月１６日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年５月１２日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年１１月１７日から施行し、令和５年６月２３日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要項は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

改正後の上天草市移住支援金交付要項の規定は、令和７年４月１日以後に上天草市に転入した者に適用し、同日前に上天草市に転入した者は、なお従前の例による。

（様式）
様式第１号　移住支援金交付申請書兼実績報告書
様式第１号別紙１　移住支援金交付申請書兼実績報告書に伴う誓約事項
様式第２－１号　就業証明書（移住支援金の申請用）
様式第２－２号　就業証明書（テレワーク）
様式第３号　移住支援金交付決定兼確定通知書
様式第４号　移住支援金不交付決定通知書
様式第５号　移住支援金交付請求書
様式第６号　移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願
様式第７号　移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）